

令和5年度 第7回行財政改革推進本部会議要旨

日時：令和6年2月14日（水）

午後2時30分～午後3時5分

会場：庁議室

1 審議事項

(1) 指定管理者制度導入施設に係るモニタリングガイドラインの策定について

【背景】

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間ノウハウを活用し、市民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的に平成15年の地方自治法の一部改正により導入された。導入後、各施設の設置目的を踏まえ、指定管理者の力を引き出し、様々な取組みを行うため、指定管理者の管理運営について確認、評価する仕組みであるモニタリングを実施する自治体が増えてきている。

本市においては、一部施設で目標設定やアンケート調査などを行っているものの、統一的な確認・評価の仕組みには至っておらず、令和3年度決算審査等意見書において、各施設のサービス提供内容の確認・評価や指導助言などモニタリング制度の導入による適正な施設管理が求められていた。

【目的】

指定管理者制度導入施設の管理運営及びサービスの提供について、確認・評価し、必要に応じて助言・指導等を行うモニタリングの仕組みを構築することにより、施設の効率的、効果的な管理運営を行い、コスト削減や市民サービスの向上を図る。

(1) 主な内容

1 モニタリングの定義

モニタリングとは、指定管理者制度導入施設について、適正な管理運営が履行されているか、また、安定的なサービス提供が行われているかなどを確認・評価し、必要に応じて改善に向けた助言や指導を行う一連の仕組みのことをいう。

2 モニタリングの視点

- ① 履行の確認 事業計画書等に基づき適切に事業が実施されているか履行の確認を行う。
- ② サービスの質の評価 実地調査やアンケート調査により、サービス提供の水準を確認する。
- ③ 安定性の評価 財務状況を確認し、継続したサービス提供が可能であるか確認する。

3 モニタリングの方法

モニタリングの方法は、月次報告、利用者アンケート調査、実地調査、総合評価により行う。モニタリングにより改善を要すると認められたときは、施設所管課は、指定管理者に対し必要な助言や指導を行い、場合によっては、指定の取消しや管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

モニタリングの結果については、指定管理者へ通知し、市のホームページ等で公表する。

4 対象施設

対象施設については、公の施設の性格、利用形態等に応じて、次の3区分に分類し、モニタリングを実施する。※各施設の詳細は「指定管理者モニタリング対象施設一覧」を参照

分類	モニタリング		対象施設	区分ポイント
I	実施	月次報告 アンケート調査 実地調査 総合評価	観光、スポーツ、 社会教育、健康福祉、 産業特定、その他	・主な業務内容がサービス提供 ・利用者が不特定多数
II	一部実施	月次報告 実地調査 総合評価	健康福祉、 産業特定、 住宅	・施設の設置目的が特殊 ・法令等により業務内容が規定 ・利用者が特定少数
III	実施しない	—	地域コミュニティ、 地域公園	・利用者が指定管理者と同一

5 評価方法

評価については、「指定管理者モニタリング評価シート」（所定様式）により「履行の確認」、「サービスの質の評価」、「安定性の評価」の評価項目について、評価表に定められた達成基準に基づき、AからDまでの4段階で評価を行う。

対象施設の分類「I」については、すべての項目を評価し、「II」については、「履行の確認」のみ評価する。

① 指定管理者による自己評価

指定管理者は毎年度終了後、評価表による自己評価を行い、事業報告書と併せて市に提出することとする。

② 市による評価

施設所管課は毎年度終了後、指定管理者から提出された各種報告書や実地調査等を踏まえ、評価表に基づき評価を行い、結果を指定管理者へ通知するとともに公表する。

(2) 今後の予定

令和6年2月 モニタリングガイドライン公表、担当者説明会の開催

3月 施設所管課から指定管理者へ説明

4月 モニタリング試行実施

以 上